# 平成24年度佐賀県市町決算の概要 (公営企業会計・確定値)

# 一目次一

- 1. 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分
- 2. 事業数及び決算規模
- 3. 経営状況(法適用企業)
- 4. 経営状況(法非適用企業)
- 5. 料金収入の状況
- 6. 他会計繰入金の状況
- 7. 企業債現在高の推移
- 付表① 平成24年度経営状況一覧表(法適用分)
- 付表② 平成24年度経営状況一覧表(法非適用分)
- 付表③ 地方公営企業用語集



平成25年11月29日 経営支援本部市町村課

# 1. 地方自治体の会計区分と決算統計上の会計区分

地 方 自	一般会計	普通金	 会計		一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を合わせた会計であり、教育、社会福祉、土木、消防等地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上
治法により	によ		 事業会	<u></u> 計	地方公共団体が行政建国の基本的な経貨を訂工地方公共団体が経営する公営企業会計等の会計の総称。以下のような会計あり
事 務			収益	事業会計等	競艇、競輪、競馬等
を 処 理 す	特別会計		公営1	企業会計	使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、住民サービスを提供するための特別会計。法適用企業と法非適用企業に分けられる。
, る 会 計				法非適用企業	地方公営企業法の規定を適用しない事業 ・県内では、下水道事業の大部分のほか、簡易 水道事業、宅地造成事業等
地方公営企 業法により 事務を処理 する会計				法適用企業	地方公営企業法の規定を適用している事業 ・上水道事業、工業用水道事業、交通事業等 (当然適用) ・病院事業(財務適用) ・下水道事業(任意適用)

● 本資料は、表中網掛部分について説明するものであり、大きく分けて、法適用 企業と法非適用企業に関する決算状況についてまとめたものである。

# 2. 事業数及び決算規模

# 〇平成24年度公営企業会計の事業数及び決算規模

(単位:百万円)

			平成24年度			平成23年度		増減額	増減率(%)
		事業数	決算規模	構成比(%)	事業数	決算規模	構成比(%)	垣鸠戗	<b>垣</b> / (物)
	上水道	19	25,441	32.2	19	28,162	32.0	<b>▲</b> 2,721	<b>▲</b> 9.7
注	工業用水道	5	1,273	1.6	5	1,192	1.4	81	6.8
海	交通	1	921	1.2	1	983	1.1	<b>▲</b> 62	<b>▲</b> 6.3
法 適 用	病院	7	9,742	12.3	9	15,320	17.4	<b>▲</b> 5,578	▲ 36.4
л	下水道	9	15,446	19.6	4	4,406	5.0	11,040	250.6
	小計	41	52,823	67.0	38	50,063	56.8	2,760	5.5
	簡易水道	5	1,842	2.3	5	1,397	1.6	445	31.9
法	観光施設	4	221	0.3	4	257	0.3	▲ 36	<b>▲</b> 14.0
法 非 適 用	宅地造成	8	405	0.5	8	1,790	2.0	<b>▲</b> 1,385	<b>▲</b> 77.4
適	下水道	43	22,722	28.8	48	33,741	38.3	<b>▲</b> 11,019	▲ 32.7
用	介護サービス	4	883	1.1	4	871	1.0	12	1.4
	小計	64	26,073	33.0	69	38,056	43.2	<b>▲</b> 11,983	▲ 31.5
	合計	105	78,896	100.0	107	88,119	100.0	<b>▲</b> 9,223	▲ 10.5

(注)決算規模の算出は次のとおり。

▶法適用企業 ···・ (総費用)-(減価償却費)+(資本的支出)

·法非適用企業 ··· (総費用)+(資本的支出)+(積立金)+(前年度繰上充用金)

- 事業数について24年度は105事業となっており、平成23年度の107事業から、病院事業で2事業減少し、総事業数 も2事業減少した。
- 事業数は下水道事業が最も多く52事業であり、決算規模が大きい事業は、下水道事業、上水道事業に次いで、病院事業及び簡易水道事業の順となっている。
- 決算規模は788億96百万円となり、23年度の881億19百万円に対し、92億23百万円減少した。これは、病院事業 (伊万里有田共立病院建設完了)や水道事業(浄水場設備更新完了等)において、建設改良費が減少したこと等に よるものである。

# 3. 経営状況(法適用企業)

〇平成24年度法適用公営企業の決算状況

(単位:百万円)

$\sim$ $\pm$	<del></del>	· ALL ALL T	7 -×-	
()亦	字等事	美釵人	2()かか	字組

		<b></b> よ適用合計												
	/2			うち	上水道事	業	うち病院事業							
	24年度	23年度	増減額	24年度	23年度	増減額	24年度	23年度	増減額					
総収益(a)	40, 117	36, 423	3, 694	21, 119	22, 579	<b>1</b> , 461	9, 901	9, 924	<b>▲</b> 23					
料金収入	32, 922	30, 200	2, 722	19, 506	20, 002	<b>4</b> 496	8, 073	7, 872	201					
総費用(b)	38, 862	35, 143	3, 719	19, 731	21, 079	<b>1</b> , 348	9, 803	9, 877	<b>▲</b> 74					
純損益(c)=(a)-(b)	1, 255	1, 280	<b>▲</b> 26	1, 387	1, 500	<b>▲</b> 113	98	47	51					
経常損益(d)=(e)-(f)	1, 170	1, 488	▲ 318	1, 444	1, 845	<b>4</b> 01	99	56	43					
経常利益(e)	2, 231	2, 346	<b>▲</b> 115	1, 817	2, 060	<b>▲</b> 243	288	215	73					
経常損失(f)	1, 061	858	203	373	215	158	189	159	30					
経常収支比率	103.0	104. 4	<b>1.4</b>	107. 3	109. 4	<b>▲</b> 2. 1	101.0	100.6	0. 4					
累積欠損金	6, 576	7, 574	<b>▲</b> 998	0	0	0	3, 949	5, 089	<b>1</b> , 140					
不良債務	128	260	<b>▲</b> 132	0	0	0	0	0	0					
(注1) 级带加士比索	_ 《Z 华 Jp →	+ /47半#	ш , 100						·					

O	亦:	子等事業数及び	<u>亦子頟</u>	
			24年度	23年度
総	事	業数	41事業	38事業
	経	常損失	11事業	11事業
	純	損失	10事業	12事業
	累	積欠損金	10事業	13事業
	不	良債務	1事業	1事業
		佐賀市(交通)	128(百万円)	260(百万円)

(注1)経常収支比率=経常収益/経常費用×100

(この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表す。)

- 24年度の経常損益は法適用企業全体で11億70百万円となり、23年度の14億88百万円から3億18百万円の減となった。これは、上水道事業において施設の除却に伴い費用が増加したほか、病院事業において病床利用率の改善に伴い医業収益が増加したことによるものである。
- 24年度の病院事業は病院の再編により7病院となり、うち経常損失が生じた病院事業は2病院となった。
- 純損失を有する事業は24年度で10事業となり、23年度の12事業から2事業減少した。
- 24年度の累積欠損金は法適用企業全体で65億76百万円となり、23年度の75億74百万円から9億98百万円の減 となった。(※年度末に未処理欠損金が発生しているものの、利益剰余金等により解消したものは含まない。)
- 不良債務が生じている企業は佐賀市(交通事業)1団体1事業のみであり、1億28百万円となった。

# 4. 経営状況(法非適用企業)

(単位・百万円 %)

〇平成24年度法非適用公営企業の決算状況

O 1 残と1 千及囚が返加五	<u> </u>	マチール ハル			<u> </u>	7116 707
	:+	ま適用合詞	:1			
	)Z	3. 护迦用口	il	う	ち下水道事	業
	24年度	23年度	増減額	24年度	23年度	増減額
総収益(a)	10, 839	15, 519	<b>4</b> , 680	9, 358	13, 618	<b>4</b> , 260
料金収入	4, 582	7, 649	<b>▲</b> 3,067	3, 361	5, 978	<b>2</b> , 618
総費用(b)	7, 213	9, 943	<b>2</b> , 730	6, 094	8, 751	<b>2</b> , 657
収益的収支(c)=(a)-(b)	3, 627	5, 576	<b>1</b> , 950	3, 264	4, 867	<b>1</b> , 603
資本的収支(d)	<b>▲</b> 3, 982	<b>▲</b> 6,060	2, 078	<b>▲</b> 3, 721	<b>▲</b> 5, 506	1, 784
実質収支	225	150	75	133	131	2
黒字額	329	401	<b>▲</b> 72	234	302	▲ 68
赤字頞	104	251	<b>▲</b> 147	101	171	<b>A</b> 70

〇実質収支(赤字)事業数及び赤字額

<u> </u>	天 1八	<u> </u>	7 7) 1 11X	
			24年度	23年度
総事	業数	ζ	64事業	69事業
	実質	負収支(赤字)事業	4事業	4事業
		佐賀市(公共)	_	105(百万円)
		唐津市(観光施設)	0(百万円)	_
		伊万里市(宅造)	3(百万円)	76(百万円)
		伊万里市(公共)	64(百万円)	29(百万円)
		伊万里市(農集)	37(百万円)	37(百万円)

(注1)実質収支の算出は以下による。

・収益的収支差引+資本的収支差引ー積立金+前年度からの繰越金ー前年度繰上充用金

(注2)総収益には収益的支出に充てた地方債を含む。

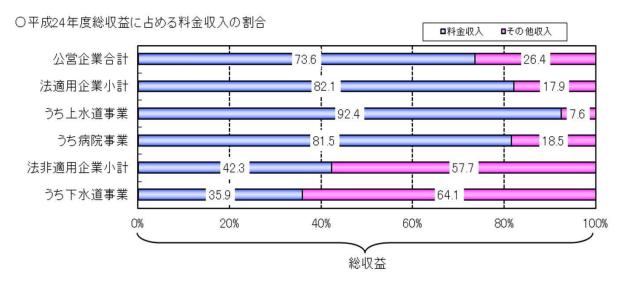
- 24年度の実質収支は法非適用企業全体で2億25百万円の黒字となり、23年度の1億50百万円の黒字から75百万円の増となった。これは、23年度に実質収支が赤字であった佐賀市の公共下水道事業が、法非適用企業から法適用企業へと移行したこと等によるものである。
- 実質収支が赤字である団体は唐津市(観光施設)及び伊万里市(宅地造成、公共下水道及び農業集落排水施設)の2団体4事業である。
- 佐賀市(公共下水道)において実質収支の赤字額が解消している。これは地方公営企業法を適用したことに伴い、 前年度打ち切り決算による赤字が解消したことによるものである。
- 唐津市(観光施設)において実質収支の赤字額が新たに発生している。これは施設の長寿命化診断を実施したことに伴い、委託料が増加したことによるものである。

# 5. 料金収入の状況

### 〇総収益に対する料金収入の状況

(単位:百万円)

〇総収益に対する料金収入の状況 (単位:百)								
			総収益	料金収入	割合			
公営	企業合計	24年度	50,956	37,504	73.6			
		23年度	51,942	37,849	72.9			
		増減額	<b>4</b> 986	▲ 345	0.7			
法谚	囿用企業小計	24年度	40,117	32,922	82.1			
		23年度	36,423	30,200	82.9			
		増減額	3,694	2,722	▲ 0.8			
	うち上水道事業	24年度	21,119	19,506	92.4			
		23年度	22,579	20,002	88.6			
		増減額	<b>1,461</b>	<b>496</b>	3.8			
	うち病院事業	24年度	9,901	8,073	81.5			
		23年度	9,924	7,872	79.3			
		増減額	<b>▲ 23</b>	201	2.2			
法非	適用企業小計	24年度	10,839	4,582	42.3			
		23年度	15,519	7,649	49.3			
		増減額	<b>4</b> ,680	▲ 3,067	<b>▲</b> 7.0			
	うち下水道事業	24年度	9,358	3,361	35.9			
		23年度	13,618	5,978	43.9			
		増減額	<b>4,260</b>	<b>▲</b> 2,617	▲ 8.0			



- 総収益に対する料金収入の占める割合は、公営企業全体で24年度は73.6%となり、23年度の72.9%に対し0.7 ポイント増加した。
- 法非適用企業全体では24年度は42.3%であり、下水道事業においては35.9%であった。

# 6. 他会計繰入金の状況

〇他会計繰入金の状況 (単位:百万円)

		収益的	り収入への終	入金	資本的	り収入への線	入金	合計			
		24年度	23年度	増減額	24年度	23年度	増減額	24年度	23年度	増減額	
	上水道	635	525	110	2,376	2,525	<b>1</b> 49	3,011	3,050	<b>A</b> 39	
	工業用水道	247	247	<b>^</b> 0	323	322	1	570	569	1	
法適用	交通	233	236	<b>A</b> 3	55	161	<b>1</b> 06	288	398	<b>1</b> 09	
用用	病院	1,332	1,552	▲ 220	338	1,532	<b>1</b> ,194	1,670	3,084	<b>1</b> ,414	
	下水道	2,843	728	2,115	477	41	435	3,320	770	2,551	
	小計	5,290	3,288	2,002	3,569	4,582	<b>1</b> ,012	8,859	7,870	990	
	簡易水道	16	18	<b>▲</b> 2	71	68	3	87	86	1	
<b>.</b>	観光施設	109	129	<b>1</b> 9	0	0	0	109	129	<b>1</b> 9	
法非適用	宅地造成	25	19	6	69	54	15	94	73	21	
適田	下水道	5,820	7,413	<b>1</b> ,593	2,049	2,679	<b>▲</b> 630	7,869	10,092	<b>▲</b> 2,223	
/13	介護サービス	2	4	<b>1</b>	89	77	12	91	80	11	
	小計	5.973	7,582	<b>1</b> ,609	2,278	2,878	▲ 600	8,251	10,459	<b>2</b> ,209	
	合計	11,263	10,869	393	5,847	7,460	<b>1</b> ,612	17,110	18,329	<b>1,219</b>	

- 24年度の他会計繰入金は171億10百万円となり、23年度の183億29百万円から12億19百万円の減となった。
- 24年度の収益的収入への繰入金は112億63百万円となり、23年度の108億69百万円から3億93百万円の増となった。 これは、下水道事業において公営企業法適用に伴い、繰入額が増加したこと等によるものである。
- 24年度の資本的収入への繰入金は58億47百万円となり、23年度の74億60百万円から16億12百万円の減となった。 これは、病院事業において新病院の建設完了に伴い、繰入額が減少したこと等によるものである。

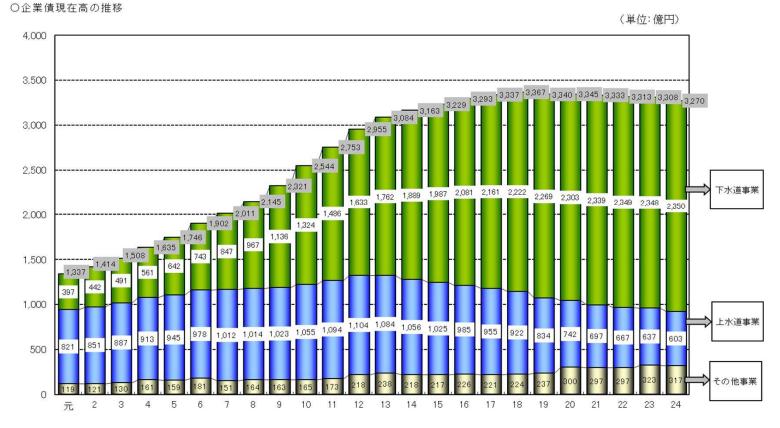
# 7. 企業債現在高の推移

### 〇事業別企業債現在高

(単位:億円)

	(丰田・岡川)							
		24年度 末残高	構成比					
	上水道	603	18.4					
	工業用水道	159	4.9					
法	交通	0	0.0					
法適用	ガス	0	0.0					
/13	病院	85	2.6					
	下水道	935	28.6					
	小計	1,782	54.5					
	簡易水道	30	0.9					
	観光施設	3	0.1					
法非	宅地造成	35	1.1					
法非適用	下水道	1,415	43.3					
用	介護サービス	5	0.2					
, and	小計	1,488	45.5					
	合計	3,270	100.0					

※端数処理の関係で各項目の計と小計が 合わない場合がある。



- 企業債現在高は3,270億円となり、前年度から38億円減少している。
- 法適用及び非適用をあわせた下水道事業で企業債残高全体の約72%と大きな割合を占めている。 次いで上水道事業が約18%となり、下水道事業、上水道事業あわせて全体の約90%を占めている。

事業名	市町·企業団名	24(公旭川	総収益	総費用	純損益	経常損益	不良債務	当年度未処 理欠損金	累積欠損金	企業債	他会計から	経常収支
	佐賀市	簡易水道を含む	4,164,200	3,747,728	416,472	417,328	0	理欠損金	0	現在高 6,293,896	の繰入金 294,466	比率 111.1
			2,200,689	2,048,757	151,932	160,538	0	0	0	10,206,254	1,732,070	
	 鳥栖市		1,320,416	1,033,505	286,911	290,134	0	0	0	2,908,232	5,989	128.2
	多久市		551,488	542,111	9,377	12,005	0	0	0	1,932,246	87,599	102.2
	伊万里市	簡易水道を含む	1,225,173	1,054,408	170,765	169,567	0	0	0	4,754,269	120,946	116.1
	武雄市		1,168,080	1,039,138	128,942	139,039	0	0	0	3,060,830	91,409	113.6
	鹿島市		515,092	477,548	37,544	66,665	0	0	0	3,210,468	15,235	114.9
	小城市		261,413	252,625	8,788	8,688	0	0	0	679,841	1,280	103.4
	嬉野市	簡易水道を含む	590,217	609,862	▲ 19,645	▲ 19,648	0	0	0	1,356,822	138,010	96.8
水道	玄海町		146,270	145,576	694	532	0	0	0	1,639,389	117,500	100.4
	有田町		398,257	354,066	44,191	44,154	0	0	0	1,774,227	3,850	112.5
	大町町	簡易水道を含む	184,716	173,697	11,019	13,890	0	0	0	139,802	13,950	108.1
	江北町		222,497	207,045	15,452	15,452	0	0	0	89,729	1,887	107.5
	白石町		540,547	551,194	▲ 10,647	▲ 10,453	0	0	0	648,638	92,940	98.1
	太良町		54,343	48,915	5,428	5,428	0	0	0	54,335	0	111.1
	西佐賀水道企業団		863,873	752,968	110,905	111,575	0	0	0	1,332,218	14,046	114.8
	佐賀東部水道企業団	末端給水	2,520,503	2,863,064	▲ 342,561	▲ 342,489	0	342,561	0	1,846,121	15,800	88.0
	<b>在貝米</b> 即小坦正来凹	用水供給	2,612,847	2,311,325	301,522	301,522	0	0	0	9,739,233	179,041	113.0
	佐賀西部広域水道企業団		1,577,896	1,517,764	60,132	60,132	0	0	0	8,622,801	85,113	104.0
	佐賀市		8,262	7,291	971	971	0	0	0	46,005	4,571	113.3
	唐津市		50,403	103,158	▲ 52,755	▲ 52,755	0	1,285,704	1,285,704	419,971	119,645	48.9
工業用水道	伊万里市		610,499	949,878	▲ 339,379	▲ 339,379	0	1,157,236	1,157,236	15,137,496	328,905	64.3
	武雄市		65,141	37,688	27,453	27,453	0	0	0	270,423	54,000	172.8
	杵島工業用水道企業団		148,578	146,910	1,668	1,668	0	0	0	26,137	63,000	101.1
交通	佐賀市	自動車運送	993,716	868,062	125,654	▲ 24,463	127,957	72,376	72,376	0	288,161	97.2
	佐賀市		1,464,545	1,412,162	52,383	52,383	0	1,014,493	1,014,493	2,479,302	339,938	103.7
	唐津市		687,252	564,316	122,936	124,945	0	0	0	854,577	172,844	122.2
	多久市		1,567,298	1,525,326	41,972	41,972	0	1,282,309	1,282,309	54,800	190,328	102.8
病院	小城市		1,144,932	1,213,390	▲ 68,458	▲ 68,458	0	502,017	502,017	254,877	164,255	94.4
	大町町		744,706	723,087	21,619	21,904	0	458,760	458,760	157,214	143,722	103.0
	太良町	(m=m+= !!	932,455	887,167	45,288	46,814	0	553,961	553,961	1,573,169	201,197	105.3
	伊万里-有田地区医療福祉組合	伊万里有田共 立病院	3,359,443	3,477,165	▲ 117,722	▲ 120,280	0	137,349	137,349	3,144,655	457,953	96.5
	佐賀市	公共下水道	4,093,884	4,024,499	69,385	73,548	0	0	0	53,018,219	1,672,367	101.8
	佐賀市	特定環境保全 公共下水道	530,890	530,890	0	555	0	0	0	7,784,652	459,633	100.1
	佐賀市	農業集落排水処理施設	449,139	449,139	0	38	0	0	0	4,639,904	392,722	100.0
	佐賀市	特定地域生活 排水処理	100,755	100,755	0	12	0	0	0	240,500	45,717	100.0
下水道	佐賀市	個別排水処理 施設	875	875	0	0	0	0	0	7,892	835	100.0
	鳥栖市	公共下水道	1,618,979	1,649,755	▲ 30,776	▲ 28,333	0	111,352	111,352	22,221,023	417,825	98.3
	有田町	公共下水道	247,222	266,797	▲ 19,575	▲ 19,575	0	19,575	0	4,297,684	199,417	92.7
	有田町	農業集落排水 処理施設 特字地域生活	35,107	48,722	▲ 13,615	▲ 13,615	0	13,615	0	416,446	46,249	72.1
	有田町 里有田共立病院は平成24年3.	特定地域生活排水処理	144,321	144,034	287	287	0	0	0	860,187	84,900	100.2

<sup>※1</sup> 伊万里有田共立病院は平成24年3月から開院し、伊万里・有田地区医療福祉組合で運営。 ※2 佐賀市下水道事業(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設)は、平成24年4月から地方公営企業法を適用。

事業名		市町·組合名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	企業債 現在高	他会計か の繰入金
		唐津市	1,727,582	1,727,582	0	0	2,815,280	52,9
終日北洋		小城市	7,057	5,506	1,551	1,551	31,669	1,2
簡易水道		神埼市 吉野ヶ里町	30,296	30,061	235	235	6,300	22,3
		太良町	4,341 77,229	4,230 74,317	111 2,912	111 2,912	160,130	1,5 8,7
	休養宿泊		147,131	137,655	9,476	9,476	253,486	102,9
60 AL 16 E	その他観光施設	<u> </u>	16.276	16,437	<b>▲</b> 161	<b>▲</b> 161	0	102,
観光施設	給湯施設	武雄市	19,879	17,903	1,976	1,976	0	
	その他観光施設	嬉野市	49,343	49,343	0	0	0	6,3
	宅地造成	唐津市	98,229	2,505	95,724	0	0	
	区画整理·工業用地造成	鳥栖市	80,699	80,699	0	0	473,500	30,
	宅地造成	伊万里市	79,316	82,169	▲ 2,853	▲ 2,853	0 255 425	
宅地造成	工業用地造成	武雄市	17,509	17,507 237	1 475	1 475	2,358,435	8,
	工業用地造成 区画整理		1,712 122,509	122,502	1,475	1,475	506,942	44,
	工業用地造成		32,698	10,365	22,333	22,333	000,942	
	宅地・工業用地造成	有田町	93,308	88,629	4.679	4,679	171,100	10,
		<u></u> 唐津市	4,823,157	4,821,625	1,532	0	33,070,514	1,444,
	1	多久市	682,753	662,117	20,636	0	3,163,280	174,
		伊万里市	1,985,438	2,047,099	<b>▲</b> 61,661	<b>▲</b> 64,410	13,200,647	680,
		武雄市	405,306	400,560	4,746	4,596	1,537,833	60,
		鹿島市	958,645	948,877	9,768	0	6,163,030	552
	公共下水道	小城市	903,886	855,103	48,783	48,783	5,897,728	274
		<b>嬉野市</b>	331,031	324,011	7,020	6,920	2,595,855	154
		神埼市	869,954	851,772	18,182	7,682	4,466,876	153
		<u>吉野ヶ里町</u> 基山町	479,287 369,355	452,942 358,348	26,345 11,007	18,355 10,007	4,122,583 2,593,338	238 138
		 みやき町	594,197	573,968	20,229	18,529	3,412,903	157
		<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	1,224,137	1,218,737	5,400	0	8,287,056	286
		小城市	1,177,373	1,134,896	42,477	27,227	5,557,244	309
	特定環境保全	みやき町	252,007	234,921	17,086	16,486	1,030,572	37
	公共下水道	玄海町	158,198	158,198	0	0	1,874,230	92
		江北町	756,622	738,977	17,645	17,645	5,141,250	292
		白石町	1,528,805	1,528,804	1	1	1,852,100	27
		唐津市	597,074	597,074	0	0	5,105,240	322
	-	鳥栖市	198,034	198,034	0	0	1,717,200	169
		多久市	79,345	79,345	0	0	652,327	45
下水道	H	伊万里市 武雄市	113,854 707,308	150,564 701,043	<b>▲</b> 36,710 6,265	▲ 36,710 6,265	1,157,298 7,194,421	89 589
一八旦		小城市	134,183	128,767	5,416	5,416	1,558,944	80
			603,613	590,955	12,658	12,258	3,979,192	234
	農業集落排水	神埼市	46,826	45,263	1,563	1,563	392,005	37
	1	吉野ヶ里町	367,327	359,744	7,583	0	1,415,807	164
		上峰町	558,835	534,673	24,162	7,589	4,594,909	251
		みやき町	93,955	92,188	1,767	1,767	911,879	71
		玄海町	48,017	48,017	0	0	386,194	37
	-	工北町	89,141	89,117	24	24	753,577	70
		白石町	472,227	465,811	6,416	6,416	3,440,611	165
	漁業集落排水 -		325,348 54,521	325,348 47,859	6,662	0 4,260	2,188,523	184 43
			1,697	1,697	0,002 0	4,200	253,412 5,319	1
	小規模集合排水処理	 鳥栖市	6,333	6,333	0	0	83,311	5
		唐津市	361,789	361,789	0	0	766,923	139
	株字钟铁化洋铁心加强	武雄市	292,856	288,511	4,345	4,211	323,100	18
	特定地域生活排水処理	神埼市	293,256	278,243	15,013	7,584	616,865	66
		江北町	16,862	16,708	154	154	45,600	2
		伊万里市	1,496	1,496	0	0	10,680	1
	個別排水処理	小城市	2,477	2,158	319	319	2,442	1
		<b>嬉野市</b>	197	197	0	0	1,580	
	<b>七中人群老士短短板部</b>	工北町 恵津市	207	207	4.226	4 226	0	
	指定介護老人福祉施設 老人短期入所施設		394,702	390,466	4,236	4,236	498,551	89
·護サービス	老人短期人所他設 老人デイサービスセンター		30,081 99,828	29,249 76,350	832 23,478	832 23,478	+30,001	1
		プロプキリュ 伊万里・有田地区医療福祉組合	409,155	387,142	22,013	22,013	45.094	<u> </u>

<sup>\*</sup>歳入とは、総収益、資本的収入、前年度からの繰越金及び収益的支出に充てた地方債の合計額である。

<sup>\*</sup>歳出とは、総費用、資本的支出、積立金及び前年度繰上充用金の合計額である。

<sup>\*</sup>実質収支とは、形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した額である。

# 地方公営企業用語集

# 経常損益(経常利益・経常損失)

損益計算書の中間利益(損失)の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益(又は営業損失)に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益(損失)であり、特別損益を除外して算出されるもの。

経常損益 = (営業収益+営業外収益) - (営業費用+営業外費用)

# 純損益(純利益・純損失)

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

純損益 = 経常損益 ± 特別損益

### 当年度未処理欠損金

繰越利益剰余金年度末残高に当年度純損失を減じた額である。

この額が当年度の欠損金処理計算書によってそれぞれに処理される。

### 累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金 (=純損失) については、前年度から繰越利益があればその利益をもってうめ、残額があるときは利益積立金があればこれによって埋める。さらにまだ、欠損金に残額があれば議会の議決を経て資本剰余金をもってうめることができる。それでも、まだ、未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

## 不良債務

企業の支払能力の良否は、現金・預金や未収金等の流動資産(短期間のうちに現金にかえられる資産)と、一時借入金や未払金等の流動負債(1年以内に償還しなければならない短期の負債)との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債が流動資産を上回る際に発生するものである。

不良債務=流動負債-(流動資産-翌年度繰越財源)

## 収益的収支・資本的収支

#### 〇収益的収支(収益的収支予算·3条予算)

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出には

#### (付表③)

サービス提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入としては、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益、過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出としては、人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損、臨時損失、過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 3 条に示されていることから、 一般に「3条予算・3条収支」と呼ばれることもある。

## 〇資本的収支(資本的収支予算・4条予算)

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を示すもの。

建設改良費、企業債償還金(元金)、他会計からの長期借入金償還金等費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却代金(売却益を除く)、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第 12 条別表第 5 号の予算様式第 4 条に示されていることから、 一般に「4 条予算・4 条収支」と呼ばれることもある。

なお、4 条予算では、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは「補てん財源」という 形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

なお、官庁会計を採用している法非適用企業は、実際の歳入及び歳出を、地方公営企業決算状 況調査においては法適用企業に準じて収益的収支及び資本的収支を分別し調査している。

### 公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の 原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定 される地方財政計画に公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該企業の経常に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの(地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2)とされ、主なものとしては、上水道事業における消火栓設置費及びその維持管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度特殊医療、救急医療・へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務省自治財政局長通知(いわゆる「繰出基準」) により地方公共団体に示されており、各地方公共団体においては、このような基準を参考として 当該団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

## 地方公営企業

地方財政法によれば、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれにあてなければならない(同法第6条)」とされ、地方財政法施行令第37条において、①水道事業、②工業用水道事業、③交通事業、④電気事業、⑤ガス事業、⑥簡易水道事業、⑦港湾整備事業、⑧病院事業、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪観光施設事業、⑫宅地造成事業、⑬公共下水道事業の13事業が指定されている。

また、地方公営企業法は地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として制定されているものであるが、同法は地方財政法上の地方公営企業すべてを規制の対象とするものではなく、事業の種類よって同法の規定の全部又は一部が当然適用される。同法第2条第1項において同法が全部適用されるものとして、①水道事業、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業の以上7事業(いわゆる「法定7事業」)が指定されている。さらに、同法第2条第2項において財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。

なお、決算統計上の介護サービス事業は、介護サービスに要する経費は介護報酬により賄うこととなっており、制度上、独立採算が可能な仕組となっているため、地方公営企業法、地方財政法には規定されていないが、地方財政法施行令第37条に列挙する事業に準じた取扱いとしている。

### 下水道事業

下水道法上の下水道(公共下水道、流域下水道及び都市下水路)だけではなく、利用者である住民からみて「下水道」と認識されるもの(農業集落排水施設や合併処理浄化槽等)もあり、その種類は多岐にわたる。

決算統計においては、財政的な位置付けから事業の決算状況を把握するため、公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設の11事業に分類されている。